

取引先の信用金庫から 配当金が振り込まれた場合は？

慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。



新人さん：〇〇信用金庫にも出資金を出資しているんですか？

先輩：ああ、〇〇信用金庫とはうちが創業して以来のお付き合いだからね。

新人さん：どのくらいの金額を出資しているんですか？

先輩：貸借対照表の出資金の内訳を見たらわかるけれど、1口500円を200口だから100,000円になるね。

新人さん：すぐに引き出ししたりはできないんですね。

先輩：流動性はないけれど、信用金庫の経営状況がよければ、配当されるんだよ。

●解説

「受取配当金」とは、株式会社等から所有する株式数に応じて受け取る剰余金の配当金、信用金庫・信用組合

等から所有する出資口数に応じて受け取る剰余金の配当金、投資信託等から受け取る収益の分配金などを処理する勘定科目です。「受取配当金」の計上基準は、原則として、その配当決議があった日となりますが、実務的には、配当の支払いを受けた日の属する期の収益として計上することが一般的です。

本ケースのような信用金庫の出資に対する配当金は、税務上、源泉徴収分20.42%（所得税20%、復興特別所得税0.42%）が控除されます。

ただし、上場株式等の配当金の場合には、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）が源泉徴収されます（他に地方税5%）。

また、二重課税の防止のため、法人税の計算上、受取配当金の額の全部または一部を益金に算入しない受取配当金の益金不算入の制度があります。 ▲

ケース1 法人が、信用金庫から配当金を受け取った場合

信用金庫から出資金に対する配当金2,000円を受け取った。

【借方】	普通預金	1,592* ¹	／	【貸方】	受取利息	2,000
	法人税、住民税及び事業税	408				

* 1 受取配当金2,000円－源泉徴収20.42%×2,000円＝1,592円

ケース2 個人事業主が、信用金庫から配当金を受け取った場合

信用金庫から出資金に対する配当金2,000円を受け取った。

【借方】	普通預金	1,592* ²	／	【貸方】	事業主借	1,592
-------------	------	---------------------	---	-------------	------	-------

* 2 受取配当金2,000円－源泉徴収20.42%×2,000円＝1,592円

個人事業主の場合、受取利息は事業所得ではなく、配当所得に該当するため「事業主借」で処理する。